

1 東京都保健医療計画とは

東京都保健医療計画は、医療法に定める「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療に関し、施策の方向を明らかにする「**基本的かつ総合的な計画**」として策定（医療法第30条の4）

【計画期間】平成30年度から令和5年度まで（6年ごとに改定）※必要があるときは3年目で中間見直し

2 記載事項

○ **5 疾病 5 事業及び在宅医療**に係る目標、医療連携体制及び住民への情報提供推進策

※ 5 疾病：**がん・脳卒中・、心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患**

5 事業：**救急医療・災害における医療・へき地の医療・周産期医療・小児医療**（小児救急医療含む）

⇒ 今回改定から6事業目として、**新興感染症発生・まん延時における医療**が追加

○ 地域医療構想

○ 外来医療に係る医療提供体制の確保

○ 医師、看護師等の医療従事者の確保

○ 医療の安全の確保

○ 二次医療圏、三次医療圏の設定

○ 基準病床数の算定 等

3 改定スケジュール

< 令和5年度 > ～ 8月

疾病・事業ごとの協議会

【災害医療については災害医療協議会】

・・・ 疾病・事業ごとの計画内容の検討

8月～12月

保健医療計画改定部会

・・・ 各疾病・事業ごとの計画内容・骨子・素案の検討

～ 1月

パブリックコメント、関係団体及び区市町村への意見照会

3月

医療審議会

⇒ **計画改定**